

グリーン購入の取り組み

プレミアム基準策定ガイドラインと環境表示ガイドライン



環境省

環境省総合環境政策局環境経済課

野崎 教之

1. 日本におけるグリーン購入の進展

創設

- 1989年 エコマーク事業スタート
- 1994年 滋賀県が包括的グリーン購入の指針策定
- 1995年 政府の率先実行計画
- 1996年 グリーン購入ネットワーク設立

定着

- 2000年 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）の制定
- 2003年 循環型社会形成推進基本計画に地方公共団体及び企業のグリーン購入の推進に関する目標定める（目標年次2010年→後に2015年に延長）

発展 ・拡大

- 2005年 国際グリーン購入ネットワークの設立
- 2007年 地方公共団体向けグリーン購入取組ガイドライン作成
- 2007年 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）制定

2. グリーン購入法の仕組み

国等における調達推進

「基本方針」の策定 (第6条)

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

- ・調達推進の基本的事項
- ・**特定調達品目及び判断の基準等**



国等の各機関 (第7条)

毎年度「調達方針」の作成・公表

調達方針に基づき調達推進

調達実績の取りまとめ、公表
環境大臣への通知



環境大臣が各大臣等に**必要な要請** (第9条)

地方公共団体 地方独立行政法人 (第10条)

毎年度、物品等の調達に関し、...
環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するように努めるものとする。

(努力義務)

事業者及び国民 (第5条)

できる限り環境物品等を選択するように努めるものとする。

(一般的責務)

国等の機関→国会・裁判所・各省・独立行政法人等で法人については政令で定めている。

2. グリーン購入法の仕組み

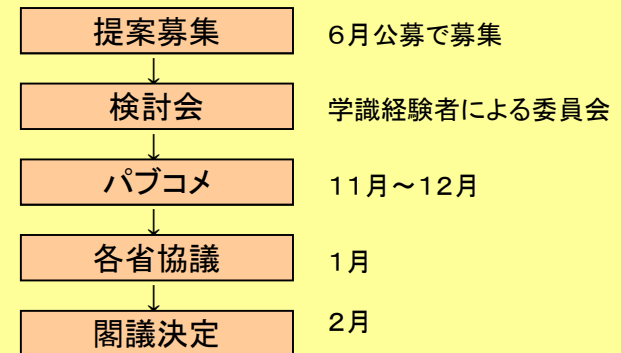
特定調達品目及び判断の基準

基本的考え方(基本方針)

- 特定調達品目ごとの判断基準は、**明確な数値等**により設定
- 現時点で判断の基準として**一律に適用することが適当でない事項等**であっても、環境負荷低減上重要な事項について「**配慮事項**」として設定
- 特定調達物品等の開発状況・科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを実施

基本方針の案(特定調達品目の追加、判断の基準等の見直し)は所管省庁と共同で環境省が作成し毎年閣議決定

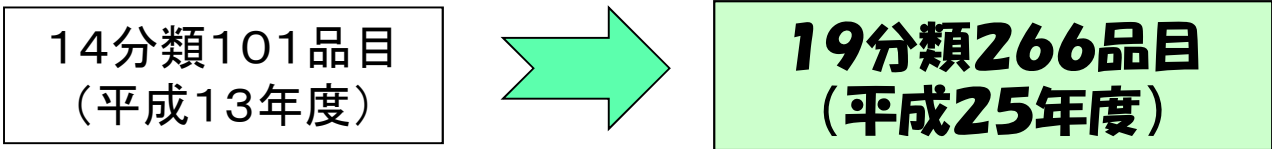
○提案募集



○省エネ法トップランナー基準、JIS等との整合、他の環境施策との連携等

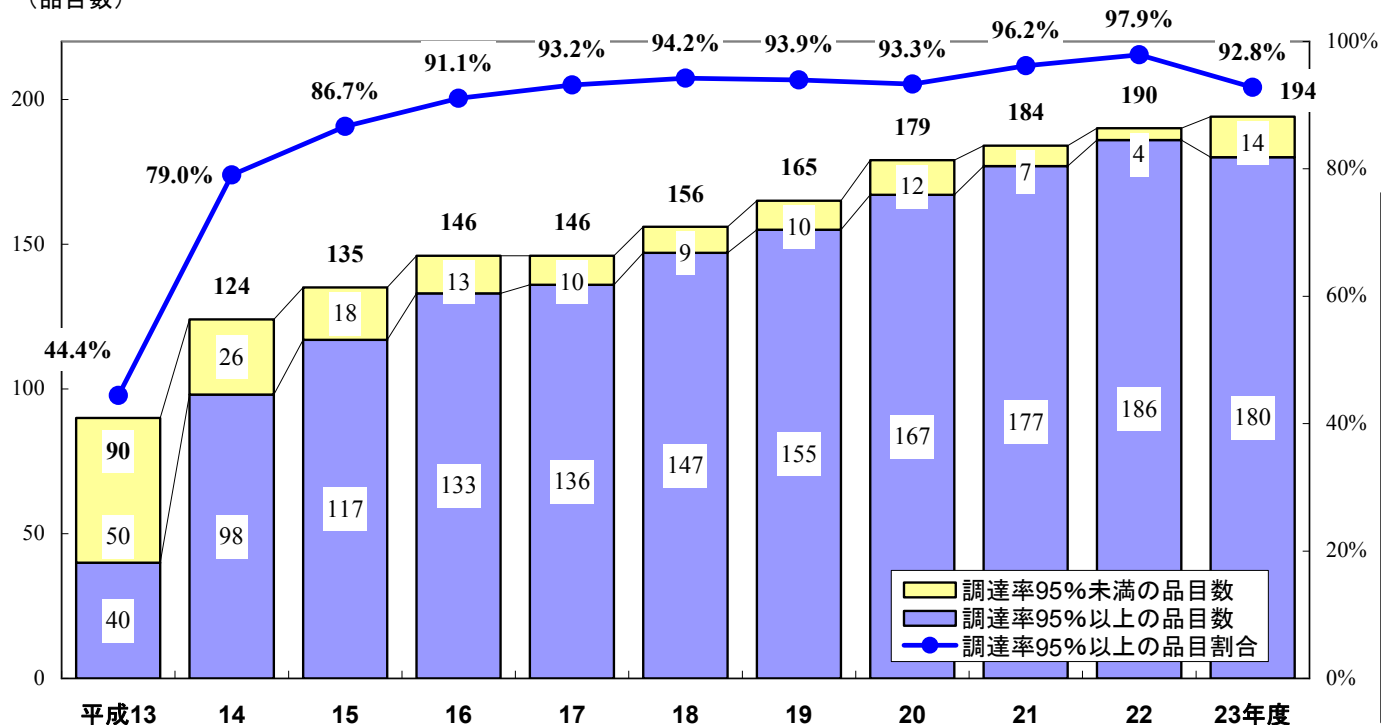
3. グリーン購入の実施状況

(1) 特定調達品目数



(2) 物品及び役務の調達率の推移

(品目数)



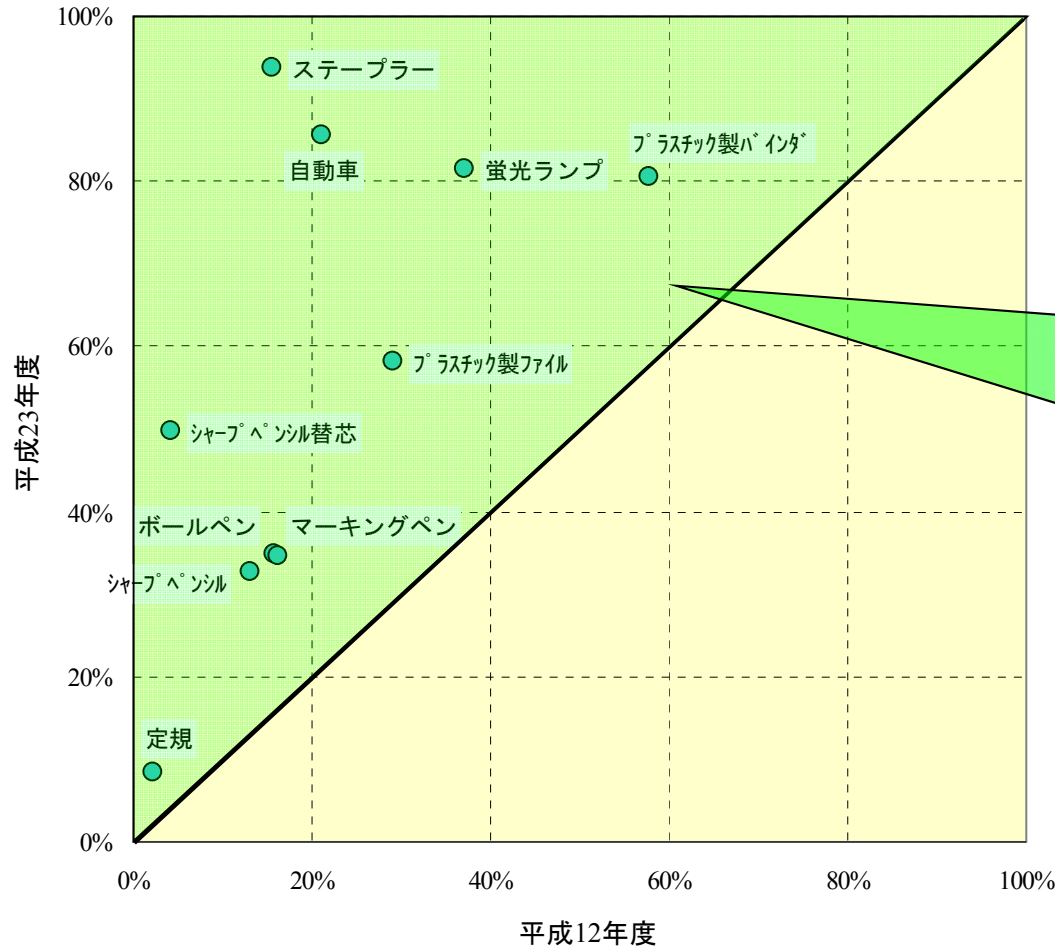
調達率：
特定調達物品等の調達量を
該当特定調達品目の総調達量
で除した値

東日本大震災の影響
があったものの、判断
の基準を満たす製品の
調達率が95%を超えて
いる特定調達品目※の
割合は**92.8%**と高
い水準を維持

※公共工事分野の品目を除く

3. グリーン購入の実施状況

(3) グリーン購入法施行前後における特定調達品目等のシェアの推移



調査を行っている10品目については、すべての品目がマーケットでのシェアを拡大している

4. 更なる市場のグリーン化

- より環境負荷低減効果の高い製品等へ市場を牽引

➡ プレミアム基準策定ガイドライン

- 有益な環境情報の提供、事業者と消費者のコミュニケーションの促進により、環境配慮型製品等への需要転換（環境配慮型製品等の選択）

➡ 環境表示ガイドライン

5. プレミアム基準策定ガイドライン

(1) プレミアム基準とは

- 環境配慮に先駆的に取り組む組織等により市場の牽引・イノベーションの促進を図るためのリーダーシップ的な基準
- 物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となりうる基準



将来(2, 3年ないし5年程度を目途)の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけを行うことが見込まれる基準

5. プレミアム基準策定ガイドライン

(2) ガイドラインの位置づけ

グリーン購入法のような義務づけはないが、国等の機関の環境意識の高い調達者を念頭に、より高い環境性能に基づく具体的な基準設定の考え方・方法を例示したもの

- ✓ 市場の更なるグリーン化には、国等の機関が、現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、より高い環境性能に基づく基準を設定し、当該基準を満たした物品等の調達することが望ましい。
- ✓ こうした国等の機関の取り組みが地方公共団体や民間部門への波及効果となって現れることも期待される。

5. プレミアム基準策定ガイドライン

(3) プレミアム基準の設定方法

● 現行の判断の基準の強化(数値的強化等※)

- 上位互換である基準の活用(例えばエコマーク商品類型の認定基準等)
- 多段階評価がある品目については現行の基準と比較し、より上位基準の活用(例えば省エネ法が多段階評価等)

※ 数値的強化等については、その効果の限界や他の性能に影響があることから留意が必要

● 新たな評価軸の追加

- 現行の判断の基準に新たな評価軸(ライフサイクル段階、環境負荷項目)に係る判断の基準を追加
- 現行の配慮事項の判断の基準への格上げ

5. プレミアム基準策定ガイドライン

(3) プレミアム基準の設定方法

- 自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認
 - 適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言が行われていること
 - 基準への適合について第三者等が行っている認証制度等により確認されていること

 - 他の環境施策との連携による相乗効果
 - 物品等のカーボン・オフセットやカーボンフットプリントの認定等が行われていること
-

5. プレミアム基準策定ガイドライン

(4) 環境省の取り組み

平成25年度 環境省調達方針

(環境物品等の調達の推進を図るための方針)

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

7 環境本省においては、平成24年度判断基準の将来展開検討委員会において策定され、平成25年3月22日に公表された「プレミアム基準策定ガイドライン」に基づき、品質及び機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格について確保されている場合には、より環境性能の高い物品の調達に努める。

本年度においては、以下のような基準や評価を満たしているものについては積極的な調達に努めるものとする。

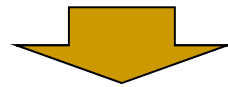
(1) 基本方針に定める品目のうち、グリーン購入法と上位互換である基準(エコマーク等)を満たした物品。

(2) 基本方針に定める品目のうち、統一省エネラベルなど多段階評価によりその環境性能が評価されている品目(家電製品、蛍光灯照明機器及び自動車等)について、より上位の評価がなされている物品。

6. 環境表示ガイドライン

(1) ガイドラインの目的

正確かつ信頼性を担保した環境表示を目指し、有益な環境情報の提供の促進に向けて、事業者等が取り組むべき内容、情報提供のあり方等についてとりまとめたもの



適切な環境表示を通して、環境配慮型製品等や環境負荷低減の取り組みを進める事業者等が評価・選択されることを促すことを期待

(2) 対象

- ・ 主に自己宣言により環境表示を行う事業者及び事業者団体
- ・ 製品等に関して認証を行う第三者機関等にも参考

6. 環境表示ガイドライン

(3) 概要

原則として、ISO/JIS Q 14020(一般原則)及びISO/JIS Q 14021(自己宣言による環境主張、タイプⅡ環境ラベル)に準拠

1) タイプⅡ規格の要求事項

5つの基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文をつけること
- ③ 環境主張の検証に必要なデータ及び環境評価方法が提供可能であること
- ④ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること
- ⑤ 評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること

タイプⅡ規格の要求事項への適合状況を確認するためのチェックリストを掲載

6. 環境表示ガイドライン

(3) 概要

2) タイプⅡ規格に加えて取り組むことが望ましい推奨事項

- ① 国際規格に即したLCA評価
LCA評価による比較主張をする場合は、ISO/JIS Q 14040、ISO/JIS Q 14044 を参考に適切な評価を行うことが望ましい。
- ② 環境表示に関する情報開示
ウェブサイト等により、環境表示に係る具体的な自主基準の内容や根拠となるデータ等の開示を行い、詳細かつ一般消費者にもわかり易く説明することが望ましい。
- ③ 第三者機関等が運営する認証システム等のシンボルマークについては、説明文を記載または説明文をトレースできるようにすること

7. 環境ラベル等データベース

環境省のウェブサイト上に、第三者機関や事業者、地方公共団体等が行っている様々な環境ラベル等について情報提供している。
海外の環境ラベルについてもISO14024準拠のものについては紹介している。



8. 環境配慮型物品等の国際流通促進



現状 国・地域毎に満たすべき基準、規制が異なる(事実上の市場参入条件)

課題

- ・それぞれの基準等に関する情報把握、手続きに係る企業の負担が大
- ・各基準を満たすために製品仕様を変えなければならない

目指す姿 国際的に基準の整合がとれており、日本がその潮流に乗り遅れていない
(ガラパゴス化していない)

施策

- (中長期的) 国際的整合性を図る枠組み作り
- (短期的) 企業の各国ラベル取得支援

ご清聴ありがとうございました。
